令和6年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3 9	丹
対象	税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望 項目名		特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等(エンジェル税制)の拡充
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 【エンジェル税制の地方税分について】 地方税においては、地方税法附則第35条の3に基づき特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越 控除等が優遇の対象となる。
		・特例措置の内容(拡充要件の概要) エンジェル税制は、令和5年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再 投資等に対する非課税措置を創設したが、株式譲渡益が発生した年内に投資を行う必要がある等、課題が残 る。
関係	条文	創業間もないスタートアップに必要なリスクマネーの供給に当たっては個人からの投資が引き続き重要であり、スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から更なる利活用拡大のために必要な措置を講じる。具体的には、①株式譲渡益を元手とする再投資期間(現行は同一年内)の延長、②信託を活用して投資事業有限責任組合(LPS)に出資し、スタートアップに投資する場合等の対象化等を検討する。 「所得税:租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2、第37条の13の3、第41条の19 租税特別措置法施行令第25条の12、第25条の12の2、第25条の12の3、第26条の28の3
		租税特別措置法施行規則第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 15 の 2 の 2、第 19 条の 11 個人住民税:地方税法第 32 条第 2 項、313 条第 2 項、地方税法附則第 35 条の 3
減 [,] 見 <i>2</i>		[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位:百万円)
要望	理由	(1)政策目的 我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面について、起業家の創出やエンジェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシステムに循環させることを目的とする。
		(2)施策の必要性 スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題 などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに 生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。そのために、令和5年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、株式 譲渡益が発生した年内に投資を行う必要がある等、課題が残る。そこでスタートアップに対する個人からの 資金供給を促す観点からエンジェル税制の更なる利活用拡大のために必要な措置を講じる。具体的には、① 株式譲渡益を元手とする再投資期間(現行は同一年内)の延長、②信託を活用して投資事業有限責任組合(LPS)に出資し、スタートアップに投資する場合等の対象化等を検討する。
本要 対応 縮源	する	

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	 経済構造改革の推進 中小企業及び地域経済の発展
	政策の 達成目標	スタートアップへの投資額について、2022 年度と比較して、5 年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模(10 兆円規模)とする。 (スタートアップ育成 5 か年計画、2022 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	期限の定めなし
	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の 達成状況	令和4年の国内スタートアップの資金調達額:9,459 億円 (令和5年7月14日時点、出典:INITIAL)
有効性	要望の措置の適用見込み	_
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	スタートアップの起業及び創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難。ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資であり、そのようなリスクを取った個人からの出資を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備することは非常に重要。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	本施策は、個人からスタートアップの起業・投資を促進するものであり、その性質上予算措置 ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である

税負担軽減措置等の 適用実績 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	【税制適用を受けた投資額】※直近5年間の実績を記載 平成29年度:約47億円 平成30年度:約54億円 令和元年度:約78億円 令和2年度:約89億円 令和3年度:約153億円
 税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	平成 9 年度 創設 平成 12 年度 拡充 (売却益圧縮の特例、対象要件の拡充) 平成 14 年度 拡充 (投資事業有限責任組合経由の投資を適用) 平成 15 年度 拡充 (取得費控除制度の創設、対象要件の拡充) 平成 16 年度 拡充 (経済産業大臣認定制度導入 (認定対象:投資事業有限責任組合のみ)、 売却益圧縮特例の拡充) 平成 17 年度 延長 (売却益圧縮特例の延長) 平成 19 年度 延長、拡充 (売却益圧縮特例の延長、対象要件及び手続の拡充) 平成 20 年度 拡充 (所得控除制度創設、売却益圧縮の特例廃止) 令和 2 年度 拡充 (対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充 (少額電子募集取扱業者の追加)、申請書類の一部削減) 令和 5 年度 拡充 (株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減)